

県警だより

2021
冬号シンボル
マスコット
「シーボック」

発行者 千葉県警察本部 〒260-8668 千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ☎043-201-0110

年末年始特別警戒取締り

県警では、令和3年12月10日(金)から令和4年1月3日(月)までの間、「年末年始特別警戒取締り」を実施します。

この間、パトロールや交通指導取締りなどを強化しますが、県民の皆さまも犯罪や交通事故の被害に遭わないよう注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう。



自動車盗難に注意!

千葉県内の被害件数は、**590件**で、**全国ワースト**です(9月末暫定値)。

被害に遭わないために、日頃から防犯意識を持ち対策を心掛けましょう。



《盗難対策》

- ▶ ハンドルロック、タイヤロックや盗難警報装置などの**盗難防止装置**を取り付ける。
- ▶ 短時間でも**窓を閉め、鍵を掛ける**。
- ▶ **照明や防犯設備**のある駐車場を選ぶ。
- ▶ スマートキーの電波が漏れないよう、**節電モードにするか金属缶などに保管**する。

空き巣の被害防止

年末年始は、帰省や旅行などで家を空けることが多くなります。空き巣の被害に遭わないよう、しっかり対策しましょう。



《空き巣対策》

- ▶ 長期間留守にする場合は、**新聞を止め、郵便は不在届を出す**。
- ▶ 窓に**防犯フィルム**や**補助錠**を取り付ける。
- ▶ 防犯カメラ、防犯アラーム、センサーライト等を利用する。

冬の交通安全運動

12月10日(金)～19日(日)



年末は、夕暮れから夜間、早朝における交通事故が増加するほか、飲酒運転による重大事故の発生も懸念されます。

- **ライトは早めに点灯**しましょう。
- **飲酒運転は「しない・させない・許さない！」**
飲酒運転の根絶に向けた取組を一層強化します。

サイバーセキュリティ月間

2月1日(火)～3月18日(金)

個人情報を盗むフィッシング詐欺や偽サイトなど、サイバー犯罪が増えています。インターネット利用の正しい知識を身につけて、被害に遭わないよう注意しましょう。



インターネットに潜む危険を分かりやすく説明した動画をYouTubeで公開しています。



年末年始の運転免許業務

月 日	運転免許センター		警察署
	千葉	流山	
12/28 (火)	通常業務		
12/29 (水)	閉庁日		
1/3 (月)			
1/4 (火)	A		通常業務
1/5 (水)	通常業務		
1/7 (金)			
1/8 (土)	閉庁日		
1/9 (日)	B	C	閉庁日
1/10 (月)	閉庁日		
1/11 (火)	通常業務		

A：通常業務（技能試験、取消処分者講習、違反者講習、停止処分者講習等の試験コースを使用する手続きを除く。）

B：有効期限内の更新手続、記載事項変更届、運転免許証の自主返納、運転経歴証明書、国外運転免許証の受付

C：有効期限内の更新手続（優良運転者講習及び高齢者講習受講済の方に限る。）、記載事項変更届、運転免許証の自主返納、運転経歴証明書、国外運転免許証の受付

注意 年末年始は駐車場や周辺道路の混雑が予測されます。

千葉運転免許センター ☎ 043-274-2000
流山運転免許センター ☎ 04-7147-2000

電車内でのすり・置引きに注意

年末年始は飲酒の機会が増え、電車内やホームのベンチで居眠りしている間の「すり」、「置引き」被害が多く発生しています。



被害に遭わないために

- 財布など貴重品は身につけましょう。
- 貴重品の入ったバッグは、抱えるなど自分の正面になるように持ちましょう。
- バッグ内の貴重品は、チャックなどを閉め、外から見えないように収納しましょう。

命を守る緊急ダイヤル「110 番」

1月10日は「110番の日」です。

千葉県内で 110 番をかけると、県警本部の通信指令室につながります。110 番では、皆様からの通報内容を聞きながら、警察官やパトカーなどに無線で手配を行います。

手配に必要な内容をお尋ねしますので、落ち着いてお話しください。



相談ダイヤル「#9110」

緊急性のないお問い合わせや要望・相談等を 110 番通報で行うと、事件や事故への対応が遅れる原因となりがねません。

緊急性のない相談等は最寄りの警察署や交番、各種相談窓口へお願いします。

相談サポートコーナー ☎ 043-227-9110
(短縮ダイヤル「#9110」(平日 8:30~17:15))
※年末年始(12/29~1/3)は受け付けていません。

安全運転管理者を選任しましょう

規定台数以上の自動車を業務で使用する場合、事業主は、**安全運転管理者等の選任、届け出**が義務付けられています。



<安全運転管理者>

自動車の使用の本拠ごとに

- ・乗車定員 11 人以上の自動車 1 台以上

または

- ・その他の自動車 5 台以上

<副安全運転管理者>

- ・乗車定員を問わず自動車 20 台以上

- ・20 台ごとに 1 人の追加選任

※自動二輪車(50cc を超えるもの)は 1 台を 0.5 台として計算



千葉県警察本部交通総務課 ☎ 043-201-0110 (代)
または 最寄りの警察署交通課

令和4年千葉県警察年頭視閲



令和4年千葉県警察年頭視閲は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し、**無観客で開催**します。

詳細が決まり次第、ホームページでお知らせいたします。



千葉県警察本部警務課 ☎ 043-201-0110 (代)



電話 de 詐欺は電話 de 対策 !!



電話 de 詐欺の撲滅にご協力ください。